



2021年2月16日

各位

会社名 内外トランスライン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 常 多 晃
 (コード番号：9384 東証一部)
 問合せ先 取締役 三根英樹
 (TEL 06-6260-4800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の当社第41期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行の定款第2条(目的)に事業内容を追加するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、現行の定款第19条(員数)に定める取締役員数を「10名以内」から「12名以内」に変更するものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 海上運送取扱業 2. 海運代理店業 3. 航空運送取扱業 4. 航空運送代理店業 5. 陸、海、空複合運送業ならびにその取扱業および代理業 6. 損害保険代理業 7. 陸上運送取扱業 8. コンピュータソフトウェアの開発ならびに販売 9. 通関業 (新設) (新設) 10. 前各号に附帯する一切の事業	第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～9. (現行どおり) 10. <u>物品の輸出入業ならびにこれらの卸・販売業</u> 11. <u>食料品および酒類の卸・販売業</u> 12. 前各号に附帯する一切の事業
第3条～第18条 (条文省略) (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第3条～第18条 (現行どおり) (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第20条～第46条 (条文省略)	第20条～第46条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月26日
 定款変更の効力発生日 2021年3月26日

以上